

介護老人福祉施設 上土幌すすらん荘 入所利用料金表（概算）  
3割負担者様用

（単位=円）

負担段階	介護保険対象サービス				介護職員処遇改善加算Ⅰ（対象合計×8.3%）	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（対象合計×2.3%）	（3割ご負担） ①	介護保険対象外サービス（全額ご負担）		1日合計 ①+②+③	1ヶ月合計 （おおよその金額） （31日の場合）	高額介護サービス費返還後の料金	
	基本料金	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	看護体制加算Ⅰ	栄養マネジメント加算				② 居住費	③ 食費				
要介護1	第4段階	559	12	6	14	50	14	###	840	1,380	4,185	#####	基準額37,200
													106,020
													基準額44,400
要介護2	第4段階	627	12	6	14	55	16	###	840	1,380	4,410	#####	基準額37,200
													106,020
													基準額44,400
要介護3	第4段階	697	12	6	14	61	17	###	840	1,380	4,641	#####	基準額37,200
													106,020
													基準額44,400
要介護4	第4段階	765	12	6	14	67	19	###	840	1,380	4,869	#####	基準額37,200
													106,020
													基準額44,400
要介護5	第4段階	832	12	6	14	72	20	###	840	1,380	5,088	#####	基準額37,200
													106,020
													基準額44,400

注：「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」は介護保険対象合計額の1月分の料金に、それぞれ「8.3%」「2.3%」の加算を行うため、実際の一か月の利用料金は上記の表とはわずかに異なる場合があります。

その他の加算額 一例（該当時にのみ発生いたします）

初期加算	1日	30円
入院・外泊時費用	1日	246円
若年性認知症受入加算	1日	120円

注：その他、様々な加算があります。該当時に個別にご連絡いたします。

介護保険負担限度額認定

（食費についてはその方の属している世帯の所得等によって負担軽減策が設けられています。）

第1段階＝生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者

第2段階＝市町村民税非課税世帯で年間80万円以下の所得階層

第3段階＝市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方

第4段階＝上記のいずれにも該当しない方

\*負担段階の認定は市町村により行われます。詳細につきましては市町村窓口へ御相談ください

高額介護サービス費

（介護保険対象額（1割ご負担分）が基準額を超えた場合は申請により払い戻しを受ける事ができます）

生活保護受給者の方＝基準額15,000円

年金収入80万円以下の方＝基準額15,000円

住民税非課税世帯の方＝基準額24,600円

世帯のどなたかが住民税を課税されている世帯の方＝基準額37,200円

課税所得が145万円以上で年収が単身383万円以上か2人以上520万円以上の方＝基準額44,400円

\*該当になる方は市町村より案内が届きます。詳細につきましては市町村窓口へ御相談ください。

本表は令和元年10月1日現在のものです。体制の変更により今後も料金が変わる場合があります。

短期入所生活介護事業所 上土幌すずらん荘 短期入所利用料金表（概算）

3割負担者様用

(単位=円)

	負担段階	介護保険対象				(3割ご負担) ①	介護保険外（全額ご負担）			1日合計（3食食べた場合のおおよその金額） (①+②+③)	利用日合計 (1日合計×利用日数)
		基本料金	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	介護職員処遇改善加算Ⅰ(対象合計×8.3%)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(対象合計×2.3%)		滞在費 ②	食費1食 ③	食費負担上限		
要支援1	第4段階	438	12	38	11	1,497	840	朝食290円 昼食590円 夕食500円	1,380	3,717	
支給限度基準単位 5,032	自費	4,370	120	373	104	14,901	840	500円	1,380	17,121	
要支援2	第4段階	545	12	47	13	1,851	840	朝食290円 昼食590円 夕食500円	1,380	4,071	
支給限度基準単位 10,531	自費	5,430	120	461	128	18,417	840	500円	1,380	20,637	
要介護1	第4段階	586	12	50	14	1,986	840	朝食290円 昼食590円 夕食500円	1,380	4,206	
支給限度基準単位 16,765	自費	5,840	120	495	138	19,779	840	500円	1,380	21,999	
要介護2	第4段階	654	12	56	16	2,214	840	朝食290円 昼食590円 夕食500円	1,380	4,434	
支給限度基準単位 19,705	自費	6,520	120	552	153	22,035	840	500円	1,380	24,255	
要介護3	第4段階	724	12	62	17	2,445	840	朝食290円 昼食590円 夕食500円	1,380	4,665	
支給限度基準単位 27,048	自費	7,220	120	610	169	24,357	840	500円	1,380	26,577	
要介護4	第4段階	792	12	67	19	2,670	840	朝食290円 昼食590円 夕食500円	1,380	4,890	
支給限度基準単位 30,938	自費	7,900	120	666	185	26,613	840	500円	1,380	28,833	
要介護5	第4段階	859	12	73	21	2,895	840	朝食290円 昼食590円 夕食500円	1,380	5,115	
支給限度基準単位 36,217	自費	8,560	120	721	200	28,803	840	500円	1,380	31,023	

注: 「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」は介護保険対象合計額の1月分の料金に、それぞれ「8.3%」「2.3%」の加算を行うため、実際の一か月の利用料金は上記の表とはわずかに異なる場合があります。

その他の加算額 一例 (該当時にのみ発生いたします)

送迎加算	片道 184円
------	---------

注: その他、様々な加算があります。該当時に個別にご連絡いたします。

介護保険負担限度額認定

(食費についてはその方の属している世帯の所得等によって負担軽減策が設けられています。)

第1段階＝生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者

第2段階＝市町村民税非課税世帯で年間80万円以下の所得階層

第3段階＝市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方

第4段階＝上記のいずれにも該当しない方

\*負担段階の認定は市町村により行われます。詳細につきましては市町村窓口へ御相談ください

本表は令和元年10月1日現在のものです。今後も加算体制の変更により料金が変わる場合があります。